

A 様

神戸市監査委員	佐 伯 育 三
同	橋 本 秀 一
同	松 本 しゅうじ

老人クラブに対する補助金の支出に関する住民監査請求について（通知）

平成 22 年 5 月 24 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 22 年 5 月 24 日付をもって受付けた住民監査請求書は次のとおりである。

第 1. 請求理由～地方自治法第 242 条及び 2 項の正当な理由から

1. 神戸市は市内、老人会団体に補助金交付の為、
 - (1)神戸市老人クラブ補助要綱（資料添付～以下、補助要綱という）
 - (2)神戸市老人クラブ運営基準（資料添付～以下、運営基準という）を行政権で制令し、老人クラブに規約・事業（活動）計画（毎年度提出）→補助要綱第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条により義務づけている。
 - (3)上記(1)(2)の「定義」に「…運営基準に準拠して結成し、運営されるものをいう」と明記し「定義」とは「概念の内容を明確に限定すること」～広辞苑にある
 - (4)「サークル P」（以下～サークルという）という老人団体（会）は、
 - ①補助要綱第 11 条～第 14 条迄に制約と、運営基準で拘束される「サークル」の規約、事業計画が適法と行政が認定し、補助金の交付（平成 5 年 10 月 3 日～添付の「サークル P」会則より）受給している
 - ②「サークル」会則の根幹次のとおり～（資料添付）
 - 第 5 条（会員） 3－①会費納入義務～運営基準(3)運営(ウ)
 - 3－②会則・内規（資料添付～第 5 条「任務」）に従うこと

2-①会の諸行事に参加権利（運営基準の(2)組織に準拠）

第9条（総会）事業計画(案)は毎年開催され機関決定（議決）し、補助要綱第11条2・3項第12条(2)(3)に基き提出

同、13条、14条により補助金（公金）の交付が実行される

2. 以上、1項で記述した制令と「サークル」規約は、一体運営が必須、不可欠の要件である

したがって、神戸市職員とサークル会員は、その権利と義務（しなければならないこと、また、してはならないこと）を共有している（双務契約）

(1)市職員の義務は1項(1)(2)(4)-①②が(3)の定義することを順守しているかが、公正、中立な立場で執行することじゃないのか

(2)「サークル」会員の総てが1項(1)~(4)の①②を順守する義務を負っている

3. 上記記述した1・2項から地方自治法第242条の本旨（神監1第26号第2受理できない理由）に対し行政職員の無法、不作為を添付資料で指摘する

4. (1)北区担当、課長、係長に(H19)'07.9/26「資料、～交通安全会へのカンパ」を渡し、

イ. 非会員（会則第5条3-①会費無負担→運営基準(3)(7)の個人募金が不可能

ロ. 事業計画第11条（申請手続）2, 3, 5項の義務を怠る

〃 第12条（申請の時期）(2), (3)

〃 第15条（実績報告）の事業実績報告書に不記載

〃 第16条（届出義務）(4)…事業計画を大幅に変更…届出せず

〃 第17条（補助金の取消しと補助金の返還(1)(2)(4)）に該当

ハ. その根拠～非会員の個人募金が不可能

①第1～1, 2項の記述した規程の対象は会員

②会則第9条（総会）～第1～1項(4)～①②記述～の如く会員でさえ、

事業計画の募金関係は「福祉、共同、日赤十字等（公益法人）」しか機関決定（議決）をしていない

③会則、第5条2-①で明確に、義務（会費）無負担者（本案件では交通安全会の募金箱その物）～上記(1)記述した「資料～交通安全会へのカンパ」に関与の3名は、さも公序良俗を偽装し、口頭で懲憊

④役員会、⑤臨時総会、⑥文書確認（目的、場所、期間）を怠り、さらに該募金を非会員に放任し、非会員が会員から略取した

ニ. Q会('03)H15.1/24～同年11/28, 36回 39,847円

ホ. 月例会 〃 2/24～('05)H17.10/25, 33回 88,346円

└─2年10ヵ月69回
└─ ¥128,193円

へ. この2会場への

・届出は事業計画のニ・ホの名称（個人募金の届出無し）で実行

・会場費は、会員の会費と神戸市補助金から支払っている

・公序良俗の侵害と抵触～定義（第1-1項(1)(2)(3)）の侵害、抵触

(2)北区担当課長、係長は(1)の行政指導・改善を求めてから6ヶ月後の

('08)H20.3/26.関与者ら3名の所在、福祉センターで打合せた（資料～関与者記載）

ア. 当日、行政指導を求めたAにはTel, 文書一切無し～(非常識な対応)にもかかわ

らず B 宅（当時の Q 会リーダー）へ Tel

「自主的カンパは行政指導不可」と何を根拠に？不作為・非検証

（注）公務員は、公正・中立のスタンスから考えられぬ対応

これが神戸市職員の姿勢に疑念もつ

(3)上記(1)(2)から神市保高高第 114 号 H20.4.22 で A 宛公文書になった

(4)北区 R の連絡場所～(2)のまちづくり支援課（広報）

しかも関与者（交通安全会へのカンパリポート）のうち 2 名は北区 R の理事（X）、委員（Y）を兼務し、課長・係長と面識あるのが常識。よって(2)ーアの意図が働いていることは、必然である

(5)神戸市職員 5 名の 4 項(1)(2)(3)(4)から神市保高高第 114 号は

①補助要綱と運営基準の定義に抵触

② " 第 11 条第 2 項に基く事業計画（会則第 9 条(総会)）の機関決定（議決）した～資料添付

会場（使用料～補助金含む）

募金関係～公益法人（福祉，共同，日赤十字等）の承認だけである

に不適切（当）な非会員（交通安全会）の個人募金は不可能

(ア)会則第 5 条 3-①， 3-②， 2-① 非該当

" 第 9 条（総会）機関決定（議決）

(イ)神市保高高第 114 号でこれら①②(ア)列記の事業計画を実施中に「自主的カンパ」

はレトリックであり愚弄したロジックで A，始め，サークル会員を錯誤させる公文書から公務員が必須，不可欠の公正，中立性を放棄したと考える

上述の諸規程の検証を怠り，不正募金を自主的カンパと欺瞞した神戸市職員 5 名に対し厳正な懲戒処分を求め，公表すること ～資料～名刺・神市保高高第 114 号

(ウ)双務契約の不作為

(6)サークル関与者ら 3 名に対する求償

Z

Y

X

①起因～上記諸規程の非順守で付与権限（会則第 5 条 3-②内規第 5 条）を独断で逸脱と背任を犯し，サークル会員を欺瞞した，自己責任で惹起した

②不正募金（第 1～4 項ハ～③④記載）の¥128,193 円を会員（退会者含む）へ，返金せよ～（資料～非会員提出の募金明細）

③上記②の理由～資料甲 8

('07)H19.5/2，X から募金した中から飲食代（慰労金）¥10,250 円を返却させるから穏便にという意思表示により合意，H19.5/21，サークルへ入金（乙 1 号証）

しかるに同年 9/9 に出金（合意者の了解ナシ）し，未存在の交通安全協会 S 支部の領収証（共同不法行為，背任，横領，詐欺，私文書偽造，同行使容疑）があるが，同協会 C 氏の証明では平成 20 年 5 月 23 日であり実在しない領収証で（証拠資料）

しかも出金時に相殺処理し、隠蔽工作の意図が明瞭で愚策を弄した
よって、再度、その手に乗らぬ為②を求める

- ④補助金（平成 14～17 年度 4 会計年度 132 千円×4＝528,000 円）の返金
補助要綱第 17 条(1)(2)(4)に該当～以上の説明から義務（しなければならないこと、
また、してはならないこと）の不順守
権利（補助金）だけ受給した（片務じゃなく双務契約だ）

第 2．以上の如く補助要綱と運営基準を制令した神戸市職員 5 名の不作為と非検証から神戸市保高高第 114 号の自主的に行えることは不可能、
市民が真摯に検討し行政指導を求めるも、会則第 9 条（総会）の機関決定（議決）した事業計画を実施中の会場で自主的行為を容認した市職員 5 名（資料～名刺）は、補助要綱の（定義）第 2 条（申請手続）第 1 1 条 2 項で事業計画を求めるのか～第 1～1 項(3)に記載の定義に不整合な公文書は地方自治法 242 条に抵触し、同上 2 項の正当な理由に該当する

第 2 受理できない理由

地方自治法第 2 4 2 条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

しかるに本件請求についてみると、「非会員の個人募金」が「公序良俗の侵害」と補助要綱に抵触するので、このことが補助金支出の違法性・不当性に結びつくという主張であると見受けられるが、請求人の請求の根幹は、あくまでも「不正募金の ¥128,193 を会員へ返金せよ」ということが基礎となっており、市の財務会計上の行為とは全くかかわりのない募金活動と補助金支出の違法（不当）性との間に何ら関連性は認められない。

また、地方自治法第 242 条第 2 項では、「請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされているが、本件請求においては、「補助金（平成 14～17 年度 4 会計年度 ¥132 千円×4＝528,000 円）」の支出については、明らかに 1 年を経過しており、「（同法第 242 条）第 2 項の正当な理由に該当する」との記述はあるが、具体的な理由は不明であることから 1 年を経過したことに対する正当な理由は認められない。

よって、本件請求は、地方自治法第 2 4 2 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。